

平成29年度 第2回美浜区支え合いのまち推進協議会 議事要旨

【1】開 催

- 1 日 時：平成29年9月21日（水）午後3時00分～午後4時30分
- 2 会 場：美浜区役所4階 講堂
- 3 出席者：委員定数 22名
出席委員 17名
事務局 12名
(傍聴人) 0名

【2】次 第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 題
(1) 第4期美浜区支え合いのまち推進計画（案）について
- 4 報 告
(1) 第4期千葉市地域福祉計画（案）市民説明会について
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業及び千葉市地域支え合い型訪問支援・通所支援事業について
- 5 その他
- 6 閉 会

【3】議事の要旨及び発言要旨

3 議 題

- (1) 第4期美浜区支え合いのまち推進計画（案）について
 - ・資料1-1「第4期美浜区支え合いのまち推進計画 取組項目一覧」、資料1-1-1(1)～(8)「取組項目・重点取組項目 調査票（各地区部会エリア別）」、資料1-1-2「美浜区支え合いのまち推進計画 施策体系一覧（案）」、資料1-3「第4期美浜区支え合いのまち推進計画（案）」、資料1-4「各区実施状況調査結果〈美浜区〉」により、事務局【社会福祉協議会美浜区事務所及び美浜保健福祉センター高齢障害支援課】が説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

- 第4期美浜区支え合いのまち推進計画の取組項目一覧、及び取組項目・重点取組項目調査票（各地区部会エリア）について説明した。
- ア 資料1-1「第4期美浜区支え合いのまち推進計画取組項目一覧」は、地区部会エリアの取組項目・重点取組項目を、基本方針・施策の方向性・取組項目ごとにまとめた資料であり、資料1-1-1(1)から(8)は、資料1-1の元原稿となる各地区部会エリアの「第4期美浜区支え合いのまち推進計画 取組項目・重点取組

項目「調査票」である。

イ 重点取組項目には「★」を、次期計画で初めて取り上げる項目には「新」を記載するとともに、現時点で各取組項目の実施団体と想定される団体について、「主体」「支援」「協力」「参加」に分けて記載している。

ウ 資料1-1-（1）「稲毛海岸地区部会エリア」は、取組項目3項目、うち重点取組項目は2項目である。

重点取組項目+新規項目として、取組項目：（1）顔の見えるご近所づきあいの構築、取組内容「イベントを活用した住民同士の交流の促進」とした。これまでも、地域活動を支えているいわゆる旧住民と中高層マンションや1戸建て分譲住宅にお住まいの新住民の交流を図るべく、夏祭りや運動会などを開催してきたが、その活性化を図るとともに、ハード・ソフトも含めた地域資源（福祉施設、地域住民など）を活用したイベントなどにより、交流機会の更なる提供について進める、とした。

エ 資料1-1-（2）「幸町2丁目地区部会エリア」は、取組項目6項目、うち重点取組項目は3項目である。

平成26年度から地区部会、町内自治会、地区民児協、福祉施設、あんしんケアセンター幸町、医療機関、UR都市機構などをメンバーとした「幸町2丁目連携会議」を開催しているが、その中で、幸町団地が、UR都市機構による高齢者等の安心、安全な暮らしを構築するための取組みを進める「地域医療福祉拠点取組み実施団地」となったことから、地域住民を対象としたアンケートの実施や協議により「幸町2丁目安心居住プラン」を策定した。同プランにおいても、様々な地域福祉活動を取組内容としており、美浜区支え合いのまち推進計画の取組内容と合致することから、同プランの取組内容をこちらの調査票にスライドし取り上げている。

重点取組項目+新規項目として、現計画では取り上げていない項目として、《施策の方向性：地域包括ケア体制の推進》、《取組項目：認知症高齢者等のケア体制の整備》を取り上げ、取組内容「関係主体によるサポート体制を強化する」～認知症徘徊模擬訓練の実施、「認知症の方々を支える地域の互助を育成する」～認知症カフェの開設について検討を進める、「地域ぐるみの在宅医療・介護連携を推進する」～地域包括ケア体制の大きな課題である、在宅医療と介護の連携体制作りを進める、とした。

オ 資料1-1-（3）「幸町一丁目地区部会エリア」は、取組項目5項目、うち重点取組項目は3項目である。

重点取組項目+新規項目として、取組項目：（3）“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築、取組内容「ふれあい食事サービスの充実」とした。現在、マンション管理組合集会所を会場として、ふれあい食事サービスを開催しているが、参加者の中で足腰が弱ってしまい、現在の会場まで足を運べない方も増えてきたことから、マンションの空き室などを利用した出張会場を設定し、より多くの参加ができるような体制づくりを進める、とした。

カ 資料1-1-（4）「高洲・高浜地区部会エリア」は、取組項目5項目、うち重点取組項目は3項目である。

重点取組項目＋新規項目として、取組項目：(21) ボランティア人材の育成、取組内容「地域資源等を活用したボランティア・福祉教育に関する講座開催」とした。高洲・高浜地区では、これまでも地域の歯医者、あんしんケアセンター職員を講師として招き講座を開催してきたが、ボランティアの確保、福祉課題に関する理解促進に力点をおき、地域に存在する社会福祉施設・団体等に講師派遣を依頼するなど、地域資源と連携、活用した講座を開催する、とした。

キ 資料1-1-(5)「真砂地区部会エリア」は、取組項目12項目、うち重点取組項目は3項目である。

重点取組項目＋新規項目として、現計画では取り上げていない項目として、《施策の方向性：地域包括ケア体制の推進》、《取組項目：地域と連携した支援の推進》を取り上げ、取組内容「地域資源を活用した支援体制の推進」とした。真砂地区では、これまでも地区内の高齢者施設の地域交流室を活用したり、施設職員を講師として依頼し、ふれあい・いきいきサロンスタッフを対象にした簡単な介助方法の講習会などを開催しているが、地域包括ケア体制の下地づくりとして、地域内の福祉施設や福祉関係団体と連携し、認知症カフェや在宅介護者への支援等、地域課題の解決に向けた取組みを進める、とした。

ク 資料1-1-(6)「磯辺地区部会エリア」は、取組項目6項目、うち重点取組項目は3項目である。

重点取組項目＋新規項目が3項目あるが、その中で、取組項目(11) 地域での助け合い活動の推進、取組内容「磯辺地区支え合い活動の検討・推進」については、昨年度、地域運営委員会の中に、支え合い活動への取組みに関する作業部会を設け、検討を重ね、「磯辺地区支え合い活動に関する提案書」を作成、地域運営委員会に上申した。それを受けて、各町内自治会単位で支え合い活動への取組みについて、現在、協議が進められている。立ち上げについてバックアップすることを取組内容とした。

ケ 資料1-1-(7)「幕張西地区部会エリア」(資料訂正：取組項目：(21) ボランティア人材の育成を重点取組項目とし、重点の列に「★」を追加)は、取組項目3項目、うち重点取組項目は3項目である。

重点取組項目＋新規項目として、取組項目：(21) ボランティア人材の育成、取組内容「ボランティア・福祉教育に関する講座開催」とした。今年度も終末期医療の講習会を行うが、ボランティアや福祉への理解を進めるため、興味を持てるようなテーマ・内容を吟味し、地域資源なども活用しながら、ボランティアや福祉教育に関する講座を開催する、とした。

コ 資料1-1-(8)「打瀬地区部会エリア」は、取組項目12項目、うち重点取組項目は3項目である。

重点取組項目＋新規項目として、現計画では取り上げていない項目として、《施策の方向性：地域包括ケア体制の推進》、《取組項目：認知症高齢者等のケア体制の整備(地域と連携した支援体制の整備)》を取り上げ、取組内容「地域資源を活用した支援体制の推進」とし、地域包括ケア体制の整備に向け、その第一歩として、

地区内の専門機関や福祉施設、団体等との情報交換の場を設け、顔の見える関係づくりを進める、とした。

もうひとつの取組内容として「認知症高齢者等に対する支援体制の推進」は、打瀬地区では、今年度より認知症カフェ（タウンカフェ）が立ち上がった。運営が進む中で、さまざまな課題も浮かび上がっており、認知症への対応として、“認知症に対する理解を深める活動”と、“認知症の方に対する支援”について、両構えで検討を進める、とした。

サ 今後、調査票をもとに、各地区部会エリアの各取組項目の平成30～32年度までの具体的な取組みや目標値などを設定する。

○美浜区支え合いのまち推進計画の施策体系一覧（案）、及び第4期美浜区支え合いのまち推進計画（案）について説明した。

ア 資料1-2「美浜区支え合いのまち推進計画 施策体系一覧（案）」は、資料1-1「第4期美浜区支え合いのまち推進計画取組項目一覧」をもとに作成した。

第4期計画の基本方針Ⅱ「誰もが暮らしやすい環境づくり」については、「施策の方向性」を、市計画で掲げる9つの“取組みテーマ”の若い番号順に並び替えを行った。

その上で、まず、第3期計画の「5 権利擁護の推進」の「(10) 日常生活自立支援事業の利用促進」と「(11) 成年後見制度の利用促進」については、第4期計画では、「10 権利擁護の推進」の「(20) 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進」と修正した。日常生活自立支援事業や成年後見制度は、千葉市成年後見支援センターの事業である。各地区部会エリアの「取組項目・重点取組項目 調査票」では取組事業はなかったが、地域包括ケアを推進する上で、高齢者や障害者の権利擁護は重要であることから、1本化して施策体系に残すこととした。

次に、第3期計画の「6 居場所、交流の場づくり」の「(12) 空き店舗等フリースペースの確保と管理運営体制の検討」と「8 在宅での安心した暮らしの確保」の「(17) 生活課題の解決に向けたコミュニティビジネス等の検討」については、地域の取組みであるが、各地区部会エリアの「取組項目・重点取組項目 調査票」では取組事業はなかったことから、第4期計画の施策体系から削除した。

また、第4期計画では、新たな施策の方向性として「9 地域包括ケア体制の推進」を掲げ、取組項目を「(16) 地域と連携した支援の推進」「(17) 介護予防の促進」「(18) 認知症高齢者等のケア体制の整備」「(19) 地域住民参加型の支え合い体制の構築」とした。

イ 資料1-3「第4期美浜区支え合いのまち推進計画（案）」は、資料1-1「第4期美浜区支え合いのまち推進計画取組項目一覧」、及び資料1-2「美浜区支え合いのまち推進計画 施策体系一覧（案）」をもとに作成した。下線部が、第3期計画から修正・追加したところである。

まず、1頁の「1 基本目標“みんなが主役！こころ豊かな美浜（まち）づくり”」の下に、目標の実現の考え方として「高齢者をはじめ、児童や障害者等すべての住民が、住み慣れた場所で自分らしい生活が継続できるような地域づくりが求められる

ている」ことと、「こころ豊かな美浜（まち）づくりを目指し、美浜区民一人ひとりが、地域生活課題の解決のための様々な活動に自ら進んで主体的に参画することを通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、各取組みを推進する」ことを記載している。

「2 3つの基本方針」の「3つの基本方針と12の施策の方向性」については、資料の記載のとおり。

2頁以降が「3 取組内容一覧」で、表形式で示している。

2頁から4頁は「《基本方針Ⅰ》 市民主体による協働のまちづくり」で、内容は資料の記載のとおり。左の項目に「施策の方向性」を記載し、その右の項目「具体的な取組み」には「取組項目」と「取組みの概要」を記載している。

「取組み概要」の下には〔活動内容〕を記載しているが、第3期計画ではそれを〔活動事例〕とし、地域活動の例を記載していた。

美浜区支え合いのまち推進計画は実施計画であることから、第4期計画では〔活動内容〕の部分に、各地区部会エリアの「取組項目・重点取組項目 調査票」の内容を落とし込んでいる。平成30年度から32年度の3年間に、何を計画的に取り組んでいくか（＝「計画事業」）を記載している。

なお、〔活動内容〕に記載されていない事業、すなわち計画事業以外の事業は実施しないということではなく、資料1-4「各区実施状況調査結果《美浜区》」のとおり、現在、地区部会エリアで様々な取組みが行われている。それらの中には、次期計画期間も継続して行われるものもあるが、「計画事業」としての位置付けでないことから記載をしていない。

5頁からは「《基本方針Ⅱ》 誰もが暮らしやすい環境づくり」で、内容は記載のとおり。6頁の「6 地域での健康づくり」の「(11) 地域の保健と医療との連携による心身の健康づくり」には〔活動内容〕を記載していない。「取組項目・重点取組項目 調査票」では取組事業がなかったが、資料1-4「各区実施状況調査結果《美浜区》」の(13)を見ると、「健康体操等」などの取組みが行われている。それらは「計画事業」としての位置付けではないが、今後も継続して実施され、また、地域包括ケアを推進する上で重要なことから施策体系に残し、「取組みの概要」のみを記載している。

「8 身近な相談者の確保」の「(14) 身近な相談機関・相談者の情報共有」と「(15) 外出困難な高齢者等の訪問相談の利用促進」も「計画事業」がないことから「取組みの概要」のみを記載しているが、これらは地域の団体と市や社会福祉協議会が連携して実施する取組み、例えば、サロンに合わせて健康相談を実施している。これも地域包括ケアを推進する上で重要なことから施策体系から残した。

「10 権利擁護の推進」の「(20) 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進」は、取組項目を1本化した。

8頁が「《基本方針Ⅲ》 福祉を支える人づくり」で、内容は資料の記載のとおり。

<質疑応答・発言内容>

- (委員) 資料1-4の磯辺地区部会エリアですが、それぞれの町内会にはいろいろなサークル、運動のサークルや文化的なサークルがあり、活動も活発です。そういうものは、計画(案)には載せる必要はないのでしょうか。
- (委員) 重点的に取り組むものを検討し、記載しました。いろいろな活動を推進していますが、ここに書いていることだけをやるということではないです。
- (委員) わかりました。もう一つは「身近な相談機関・相談者の情報共有」ですが、磯辺地区部会では「見守り活動ネットワーク」の人たちが、こういうことに対応していると思いますが、いかがでしょうか。
- (事務局) 資料1-4は、取組項目にもない全部の項目を調査させていただき、まとめたものです。先ほど高齢障害支援課が説明したのは、資料1-1(1)から(8)の地区部会エリアの調査票の内容を施策体系ごとにまとめたものです。資料1-4には、サークルとか見守りネットワークなどが載っていますが、それはあるべきものとして置いておきまして、3か年に注力して取り組むものをどうしようかと考えたものが調査票です。それをまとめたのが資料1-3である、とご理解をいただきたいと思います【社会福祉協議会美浜区事務所】。
- (委員) 身近な情報発信として、磯辺地区ではホームページが以前から作られているが、それが載っていない。
- (事務局) それもご説明させていただいたとおり、3か年に注力して取り組むものを調査票にまとめています。ホームページのことに手を付けないということではなく、調査票に載っているものを資料1-3にまとめたということです【社会福祉協議会美浜区事務所】。
- (委員) ホームページのところで、重点取組地区として1か所だけ記載がありますが、他のところはやらないということでしょうか。
- (事務局) そういうことではなく、3年間特に集中して考えていきたいと思いますという内容です。今回、真砂地区の地域運営委員会のホームページが立ち上がっていて、その内容の充実を3年間で考えていく。それを重点取組項目とするとして、調査票で上がってきたので、計画に載せてあります。他の地区のホームページをそのままにするということではないです【社会福祉協議会美浜区事務所】。
- (委員) わかりました。
- (委員長) 他の地区でもいろいろな活動をされていますが、それらを網羅して記載していることではないと思います。他にどうでしょうか。
- (委員) 「地域包括ケア体制の推進」として、行政は何をしていただけるのでしょうか。
- (事務局) 「支え合いのまち推進計画」は、地域の活動内容をまとめさせていただきましたが、地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を継続していくことができるようにしていくものです。行政としては、医療や介護が必要な人には医療・介護サービスを提供していくほか、様々な介護予防事業を実施し、地域包括ケアシステムを推進していきたいと考えています【美浜保健福祉センター高齢障害支援課】。

(委員) 地域にも地域包括ケアシステムを推進していただきたいというのはわかりますが、それに対して、人的な支援とか金銭的な支援とか、そういう具体的ものは何も無いのでしょうか。ただ「頑張ってください」というだけですか。

(事務局) 地域包括ケアシステムという言葉は、抽象的でどういうことを指しているか理解しがたいですが、もう少し具体的に申し上げれば、まずは、あんしんケアセンターの機能強化です。あんしんケアセンターは、いま区内に4カ所ありますが、高齢者の悩み事の相談を受けていて、地域に根付き、よく機能していると思いますが、これをさらに強化します。

2つ目は、在宅医療と介護の連携を推進します。別々の分野であるというきらいはありますが、やはり医療と介護は一体的に提供されることが利用者の安心につながりますので、その連携・強化を推進していきます。

3点目は、認知症施策の推進です。認知症の高齢者が大幅に増えていくと予測されています。それに対して、介護保険サービスで言えば、認知症の方が利用されるデイサービスやグループホームなど、サービスを十分提供できる体制を整えていきます。それから一般の人に認知症を理解していただくということで、「認知症サポーター」を養成したり、小学生や中学生を対象とする認知症の講座を実施したりしています。この3年で、区内すべての小中学校で一とおり実施することとしています。

それから、4点目として、市民の方々が生涯にわたって健康で過ごしていただけるよう「健康づくり」の推進です。要介護状態にならないよう、お元気なまま、年を重ねていただくことが大切だと思いますので、「健康づくり」を推進していきます【美浜保健福祉センター高齢障害支援課】。

(委員) 「健康づくり」ということで、「シニアリーダー体操」を実施していると思いますが、この窓口はどこなのでしょう。外部の病院1か所に事務局を置いてあると聞いているのですが、そんなことで事務局の用を果たせるのでしょうか。

(事務局) 「シニアリーダー体操」ですが、お手元の介護保険の冊子の27頁に載っていますが、地域包括ケア推進課が担当しています【保健福祉局地域福祉課】。

(委員) 美浜区の事務局はそこにありますか。

(事務局) 地域包括ケア推進課が委託した業者が、それぞれの区で行っているということです【保健福祉局地域福祉課】。

(委員) 委託でいいのでしょうかということなんですが。

(事務局) 市の所管課は、地域包括ケア推進課ですが、「シニアリーダー体操」を進めるために、緑区にある「おゆみ野中央診療所」に事業を委託しており、そこが「シニアリーダー事務局」を担っています。そして、理学療法士や作業療法士などが6区それぞれを担当し、シニアリーダーの養成とシニアリーダー体操の普及をしているようです【美浜保健福祉センター高齢障害支援課】。

(委員) 行政でそういう事業をやっているのですから、診療所への委託でなく、行政の中に担当があってしかるべきではないでしょうかと思うのですが。

地域包括ケア体制を推進する重要なポイントは、市がどれだけ人材を投入し、

全体をコントロールしていくかだという話を聞いたことがあり、そのとおりだと思ったものですから。新しいことをやれとおっしゃるのであれば、行政としてもそれに対応するようにきちんと組織をして、事務局をどこかきちんと決めてやっていくことを考えていただきたくて、このようなことを申し上げました。

(委員長) ご意見ありがとうございました。他には。

(委員) 計画の9頁に「支え合いのまち千葉 推進計画」の取組みテーマ「4 要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化」のことが記載されていますが、美浜区計画では「地域での身近な支え合い活動」としています。市の方が具体的に「要支援者の支援」としているのに、それに応えていない。

要支援1・2の方をどう支えていくかということで、おととしの法改正後、市はどうするのかと言ってきましたが、それを計画になぜ載せないのか。どうも腰砕けと言うか、力の入れようがよく分からない気がします。

(事務局) 要支援1・2の支援については、大きな問題で不安に思っている方も多と思います。前回の会議でも同じ趣旨の質問があったと記憶していますが、要支援1・2の方に対するサービスが介護保険から切り離されてしまうとか、地域に全部委ねられてしまうとか、そういうように思われている向きも多いと思いますが・・・【美浜保健福祉センター高齢障害支援課】。

(委員) 多いと思いますよ。

(事務局) それは私どもの伝え方が悪かったかも知れません。決してそうではなく、基本的には今までと同等のサービスが提供されます。

具体的には「みんなで支え合う介護保険」という冊子でご説明しますと、要支援1・2の方へは介護保険事業の枠内で今までと同等のサービスが提供されます。それに加えて、地域支え合い型の訪問事業・通所事業も新たに使えるようになるということです。必ずしも地域の体制が整っていないので十分とは言えませんが、それも新たに使えるようになるということであり、今までのサービスが使えなくなるということでは決してないので、そのところは誤解のないようお願いしたいと思います【美浜保健福祉センター高齢障害支援課】。

(委員長) よろしいですね。他には。

(委員) 「認知症高齢者」とありますが、認知症というものを知らないで書いていませんか。認知症って分からないでしょう？。分かります？。認知症の家族を15年ぐらい面倒みましたが、大変ですよ。認知症のケアをどうやってやるのですか、われわれ素人は。この人認知症だからケアしましょうっていても、ケアできないでしょう。こういうものを謳って「ケアしましょう」といってもできないと思います。歩いていて「あの人ちょっとおかしいのよ」と聞いたときに、道案内ぐらいはできるかもしれませんが、「あなた、認知症でないですか、サポートしましょうか？」ってできませんよ。認知症の人は、自分の子どもや孫を忘れ、「お宅どなた様ですか」って真面目に聞くのですから。そういう人が本当の認知症です。そういう人のケアをどうするのか。やることは結構ですが、どうするのか疑問に思います。認知症カフェも認知症にならないようにというなら分かりますが。

(事務局) ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、認知症の人のケアは、介護技術のない人が簡単にできるものではないと思います。

計画に盛り込もうとしていることは、「地域で支えてください」ということでは決してなく、「地域でできる部分、やれる範囲でやっていただきたい」という趣旨です。

重度の認知症の方は、家族の方も介護が難しいと思いますので、そういう方は介護サービス事業所、通所型もありますし、訪問型もありますし、あるいは入所して暮らしていただくタイプの施設もありますので、基本的にはそういう所でケアをしていくこととなります。

ですから、今回の計画で盛り込もうとしていることは、あくまで「地域で支え合っていただける範囲でやっていただきたい」ということで、「すべてを地域にお願いします」という趣旨ではありません【美浜保健福祉センター高齢障害支援課】。

(委員) この「認知症高齢者」という文言、これがおかしいのではないですかと言っているのです。「認知症予防」ならいいかもしれませんが。その人を認知症だと決めて、それをケアしましょう、そういう言葉の使い方はいけないと思いますが。もう決めてしまっている、「認知症高齢者」と。どうやって区別するのですか。我々が「あなた、認知症ですか」と聞くのですか。こういうふうに「認知症高齢者」とすると、この人を認知症と決めつけてケアしましょう、ということになってしまうと思うのですが、どうですか。

(委員長) この言葉を使うにあたってはいろいろと検討されたと思いますが、表現としてどうなのかというご意見ですが。

(事務局) そうですね。「認知症高齢者」と言い切ってしまうけれども、委員のおっしゃるとおり、何も関係のない人は、この人が「認知症高齢者」であるかどうか分からない。ケアをしようとしてもしようがない【美浜保健福祉センター高齢障害支援課】。

(委員) そうです。どうやってケアするのでしょうか。地区部会でやろうとしてもできない。やっているところはどこやっているのか聞きたいです。

(委員) 素人ではできませんよ。専門の医師が相談を受ける。その受ける場所を作ってあげるといことです。打瀬の場合は、千葉大学の先生に毎回来てもらって、「相談があればどうぞ」という形をとっています。こちらが「あなたは認知症高齢者」と言っているのではなく、介護で特に困っている方、どうしようと悩んでいる方、そういう方のお声を聞く場なのです。

(委員) わかりました。幸町2丁目はどうですか。参考にしたいのです。どういうことをやっているのですか。

(委員) 具体的に何をやっているかということではないのですが、近所の方などから、ちょっと様子がおかしいと伺った時に、その人をサポートする、お手伝いを地域でしています。古峡みはまクリニックが地域の中にありますので、「そこで一度受診をしてみたらどうかしら」とか、そういうお手伝いというか、助けとまで行かないのでしょうか、そのように支えています。

(委員長) 直接認知症の人の面倒を見てくださいますか、何かして下さいますかということではないと思うのです、この計画に謳い込んである趣旨は。できるだけそのような人を地域で支え合って、家庭も含めて困らないような、そういう体制を作っていこうというのがねらいではないかと思いますが、他にお答えはありますか。

(事務局) 私も幸町2丁目の連携会議に参加させていただいておりますが、地区部会のサロンの中で、どうもこの方は認知症のような症状が出ているけれども、ご自分もご家族も認知症とは認めないで、病院にも行かないというような話があったりするかと思いますが、先ほど保健福祉センター所長から話があったとおり、地区部会や地区の方に全部お願いする、「これだけやればケアできますよ」というわけではなく、一番大切なのは、認知症という病気のことをまずは知ることだと思うのです。そういうことと、もしなってしまった場合、地域で何かしらお手伝いできないかというのが今計画の趣旨です。

幸町2丁目では、来年度以降の話として、認知症の徘徊模擬訓練を行うこととされています。民生委員さんが把握している認知症の方が徘徊して行方不明になり、防災無線が流れると、民生委員さんが自分の地区の方ではないかということで、懸命に探していただいておりますが、民生委員さんだけでなく、地域の皆さんも気にかけていただけるようなシステムができれば、もっと早く見つかるのではないかと、この模擬訓練が挙げられています。

また、認知症カフェが打瀬で始まっていますが、認知症の方をケアする側面と、介護している方の話し相手をする、介護する方が気を休められる場所という意味合いもあります。また、介護する方は出かけていて、かなりの重度の方のみがお見えになった時に、ボランティアの方がどう対処したらよいのだろうかということが課題となっています。なので、認知症を理解する活動と、実際に素人ができるケアとはどんなことがあるか、その両構えで考えていきたいと思いますというのが打瀬地区の取組みの内容です。

実際認知症の方を何年も介護された方にとっては生ぬるい内容であるかもしれませんが、あくまでも地域の中で「こんなことをやっていきましょう」「こんなことならできるのではないか」というものを挙げていますが、「認知症高齢者」という文言については、ほかの区の計画を確認して、適切なものがあればそちらにすることを事務局に一任していただきたい。検討したものを長岡委員長と鈴木委員にご確認いただいくという形を取らせていただいでよろしいでしょうか【社会福祉協議会美浜区事務所】。

(委員) 言葉使いで「障害者」の「害」ですが、「害」を使わず、「がい」とひらがなにする、そのような話もありますが、決めた方がよいと思います。

(委員長) 表現の方法は、ほかの区を調べるということで。

(事務局) 障害の「害」については、ひらがなにすると「石へん」のものにするかありますが、現状法律では「害」を使っているので、行政計画ではそのままの字を使っていますが、これもほかの区とのバランスもあると思いますので、確認させていただきます【社会福祉協議会美浜区事務所】。

(委員長) ほかにご意見はありますか。無ければ、これで了解をいただくということになりますが、よろしいですか。

(委員) [発言なし]

(委員長) 沢山の貴重なご意見をありがとうございました。次に進みます。

4 報 告

(1) 第4期千葉市地域福祉計画(案)市民説明会について

- ・資料2「支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)(案)市民説明会の開催について」により、事務局【保健福祉局地域福祉課】が説明した。

<主な説明内容>

○支え合いのまち推進計画(第4期の千葉市地域福祉計画と美浜区地域福祉計画)の市民説明会を、美浜区では、平成29年10月21日(土)の14:00から、美浜保健福祉センターの大会議室で実施する。

<質疑応答・発言内容>

(委員長) 周知の方法は。

(事務局) 市政だよりとホームページで周知します【保健福祉局地域福祉課】。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業及び千葉市地域支え合い型訪問支援・通所支援事業について

- ・資料3-1「介護保険制度の見直し(介護予防・日常生活支援総合事業への移行)」及び「資料3-2 千葉市地域支え合い型訪問支援・通所支援事業のご案内」により、事務局【美浜保健福祉センター高齢障害支援課及び保健福祉局高齢障害部高齢福祉課】が説明した。

<主な説明内容>

ア 介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・平成26年の介護保険法改正により、要支援1・2を対象とする介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)に移行した。千葉市は平成29年度から。
- ・訪問介護は、①訪問介護相当サービス(市が指定した事業所の従業員(ヘルパー資格あり)が身体介護を行うもの)、②生活援助型訪問サービス(市が指定した事業所の従業員(ヘルパー資格なしでも可)が日常生活に必要な生活援助のみを行うもの)、③地域支え合い型訪問支援(市の基準を満たした住民ボランティアやNPOが、家事援助などの生活援助を提供するもの)に移行した。
- ・通所介護は、④通所介護相当サービス(市が指定した事業所の施設内で、主に機能訓練などの介護予防を目的としたサービスを行うもの)、⑤ミニデイ型通所サービス(市が指定した事業所の施設内で、体操やレクリエーションなどの介護予防を目的

としたサービスを行うもの)、⑥地域支え合い型通所支援(市の基準を満たした住民ボランティアやNPOが、介護予防を目的とした集いの場(体操教室・サロンなど)を提供するもの)に移行した。

- ・千葉市の総合事業は、現行の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に相当するサービスは継続し、また、身体介護又は機能訓練を伴わない利用に対しては、相当サービスではなく、ヘルパー資格職のない従業員が従事できるなど指定基準を緩和したサービスや地域の様々な担い手による生活支援のサービスを原則とする。
- ・③地域支え合い型訪問支援と⑥地域支え合い型通所支援は、市(高齢福祉課)の補助事業である。

イ 千葉市地域支え合い型訪問支援・通所支援事業について

- ・千葉市地域支え合い型訪問支援・通所支援事業は、支え合いの地域づくりを進めて行くため、買い物・調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等へ助成を行うもの。
- ・対象団体は、千葉市内において活動する5人以上で組織され、規約等が整備されている団体(NPO法人、町内自治会等)。
- ・補助金の内容は、次のとおり。

①地域支え合い型訪問支援の「対象となる活動」は、要支援認定者等に対する訪問支援(例:買い物、調理、ごみ出し、掃除等)を週1回以上行う活動で、「補助金の額」は、要支援認定者等に対する活動1回につき、250円(要支援認定者1人あたり月1,000円が上限)。

②地域支え合い型通所支援の「対象となる活動」は、要支援認定者等に対する通所支援(例:体操、サロン等を通じた日中の居場所づくり等)で、「補助金の額」は、要支援認定者等に対する活動1回につき、350円(要支援認定者1人あたり月1,400円が上限)。

- ・要支援認定者等とは、①要支援1・2の認定がある人、または②第一号被保険者で基本チェックリストの実施結果で事業対象者となった人であって、総合事業のサービス利用者としてあんしんケアセンターによりケアプランに位置付けられた人。
- ・補助金の申請には、団体登録が必要で、随時受付をしている。登録終了後、あんしんケアセンターに団体の情報を伝え、該当者がいた場合、あんしんケアセンターから団体に依頼が行く。団体とあんしんケアセンターで調整し、支援活動の実施後、補助金交付申請を行う。その後、実績報告、補助金請求に基づき、補助金を交付する。

<質疑応答・発言内容>

(委員) 補助金は、税金から出すのですか、介護保険料ですか。

(事務局) 財源は、介護保険料の他、国・県費と市の税金が入っています【保健福祉局高齢障害部高齢福祉課】。

(委員) 活動1回につき250円なり、350円なりの補助金は団体に支払われるということですか。「要支援1・2の利用者にいくら」ということは書かれていません

が。

(事務局) この事業の補助金は、団体に対して払います【保健福祉局高齢障害部高齢福祉課】。

【4】その他

(委員長) 他に無いようでしたら、これからの進行は事務局にお返しいたします。

(事務局) 本日の会議録は、事務局が作成し、委員長・副委員長に確認いただいた後、議事要旨をホームページで公開します。また、次回の会議は、3月を予定しています。日時が決まり次第、各委員に連絡いたします。

【5】閉会